

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、一般廃棄物処理施設の効果的かつ効率的な整備・維持管理の促進を図る観点から、一般廃棄物処理の現状・動向、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の取組状況及び維持管理等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県(14)、市町村(44)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 4事務所（群馬、神奈川、福井、愛媛）

4 実施時期

平成26年12月～28年3月